

耐震シェルター整備費補助事業



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

無料耐震診断でお家が倒壊する
可能性があると診断されたよ。
耐震シェルターを整備したいのだけ
ど、何か支援はあるのかな？

春日井市では、旧基準木造住宅のうち耐震性がない住宅に
地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るための
耐震シェルターを整備する工事に対して、先着順で補助金を
交付します。

補助限度額：20万円

（耐震シェルターの整備に要する費用の1／2が上限になります。）

対象経費、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、
お気軽にお問合わせください。

■お問合せ■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991

対 象 者	春日井市が実施した無料耐震診断において判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高い）と診断された住宅の所有者又は所有者の同意を得て工事を実施する親族
対 象 工 事	地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターで市長が定めるものを整備する工事
補 助 限 度 額	20万円（ただし、耐震シェルターの購入、運搬及び整備に要する費用の2分の1が上限となります。）

■補助金の代理受領が利用できます■

施工業者等の同意があれば、代理受領が利用できます。市から直接補助金を施工業者等に支払うことで、申請される方の金銭的負担が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

■補助対象となる耐震シェルター■

公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターで市長が定めるものとなります。補助対象となる耐震シェルターの一覧は、市ホームページと建築指導課窓口で公開しております。詳しくは、お問い合わせください。

Q & A

Q1. いつまで申込みできますか？

A1. 原則として、毎年12月の上旬まで受付しています。ただし、予算等により予定より早く受付を終了する場合があります。

Q2. 木造の共同住宅の場合は、補助の対象となる整備台数は何台になりますか？

A2. 補助対象住宅1棟当たり1台となりますので、木造の共同住宅1棟に1台のみとなります。

Q3. 申請書の審査はどのくらい日数がかかりますか？

A3. 1～2週間程度かかります。交付決定前に施工業者等と契約をしないよう注意してください。

Q4. 市の木造住宅耐震改修費補助金、木造住宅段階的改修費補助金又は木造住宅除却費補助金を同一敷地内の住宅において、過去に受けている場合、耐震シェルター整備費補助金を受けることはできますか？

A4. 耐震シェルター整備費補助金は受けることができません。
また、耐震シェルター整備費補助金を受けて耐震シェルターを整備した住宅の同一敷地内においては、市の木造住宅耐震改修費補助金、木造住宅段階的改修費補助金及び木造住宅除却費補助金を受けることができませんので注意してください。

耐震シェルター整備費補助事業の流れ

仮申込書の提出

仮申込書の内容を確認し、受付をします。その際、補助金交付申請書の提出期限をお知らせします。
仮申込を取消しされる場合は、速やかにご連絡ください。

耐震シェルター整備工事計画を検討

民間の施工業者を通じて耐震シェルター整備の設計等を実施してください。
補助制度の内容に沿った計画を作成してください。

補助金交付申請書の提出

仮申込書の提出時にお知らせをした提出期限内に補助金交付申請書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (3) 次の事項を記載した耐震シェルター整備工事計画書
 - ア 案内図、平面図（整備予定場所を明記する。）
 - イ 耐震シェルターの内容がわかるパンフレット等
- (4) 耐震シェルター整備工事費見積書（耐震シェルター整備工事とその他の部分を分けたもので、事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 判定値が0.4以下で、高齢者又は障害者が居住する住宅である場合は、それが確認できる書類（住民票、障害者手帳等）
- (7) 市税の滞納のない証明書（市内に住所があり、本市において市税の滞納のないことの確認が可能な場合で申請者の同意がある場合は不要）
- (8) 所有者の同意を証する書面（申請者が所有者と異なる場合に限る。）
- (9) その他（工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

代理受領を利用される場合は、工事完了までに補助金受領委任払申請書を提出してください。

補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。
補助金の交付の決定を受ける前には、工事等の契約をしないでください。

工事契約の締結、工事の着手

補助金の交付決定後、工事契約を締結し、工事に着手してください。

工事完了、実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は令和8年2月末のいずれか早い日までに、
実績報告書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 耐震シェルター整備工事請負契約書の写し（又はこれに代わるもの）
- (2) 耐震シェルター整備工事費請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限り。）
- (3) 耐震シェルター整備工事の内容（工事前、工事中及び工事後）が確認できる写真
- (4) 耐震シェルター整備工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（事業者の発行したものに限り。）
- (5) その他（整備工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。

補助金の請求

送付されてきた請求書に必要な事項を記入し、ご提出ください。
通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。

住宅の耐震化、減災化への支援制度



■木造住宅無料耐震診断■

事業内容▶県の講習を受け登録された耐震診断員が、木造住宅の耐震診断を行います。

対 象▶現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅

■木造住宅耐震改修費補助事業■

対 象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

対象工事▶耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ耐震改修工事の着手前の判定値に0.3加算した数値以上）となる工事

補 助 額▶最大100万円（耐震補強工事費の80%を補助します。）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

対 象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

対象工事▶〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画に基づく次のいずれかの工事

(1)その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事

(2)その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事
（耐震改修工事前の判定値が0.4以下の場合に限る。）

〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、
補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事

補 助 額▶〈一段目〉最大60万円 〈二段目〉最大40万円

（耐震改修工事費の80%を補助します。）

■木造住宅除却費補助事業■

対 象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断される住宅

対象工事▶住宅を取り壊す工事

補 助 額▶最大20万円（解体、運搬及び処分する工事に要する費用の23%を補助します。）

■ブロック塀等撤去費補助事業■

対 象▶公道等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱）

対象工事▶対象となるブロック塀等を全て取り壊す工事

補 助 額▶最大10万円（撤去、運搬及び処分する工事に要する費用と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1を補助します。）

■建築に関する相談■

事業内容▶春日井市役所市民相談コーナーにて、毎週火曜日の午後1時から午後4時まで、建築士による建築全般に関する市民相談を実施

問合せ先▶市民相談コーナー（TEL:85-6620）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。

■お問合せ■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991